

プレジャーボート

PB責任保険 PB総合保険

For Safety Cruising



改定'06.8.1

(PB総合保険は、ヨット・モーターボート総合保険、動産総合保険、遊漁船業者総合保険、船客傷害賠償責任保険を組み合わせた全国プレジャーボート安全会会員向けの保険で東京海上日動火災保険株式会社の引受となります。)

漁港やマリーナなどを利用されるプレジャーボート所有者の皆様へ
プレジャーボートオーナーのための、とても頼りになる総合保険です。



漁船保険組合

全国プレジャーボート安全会

1 PB責任保険

こんなときに保険金をお支払いします

5トン未満:プレジャーボート責任保険(漁船保険組合引受)

5トン以上:プレジャーボート責任保険特約を付帯したヨット・モーターボート総合保険
(東京海上日動火災保険(株)引受)

対人賠償

プレジャーボートの事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。なお、衝突事故などで双方に過失がある場合は、過失割合に応じて賠償金をお支払いします。

例えば

- 漁船、レジャー船やその他船舶に衝突して、相手船の乗船者を死傷させてしまった場合。
- 水上オートバイや、水上スキーなどと衝突して、相手を死傷させてしまった場合。
- 遊泳者やダイバーなどと接触して、死傷させてしまった場合。



対物賠償

プレジャーボートの事故により、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。なお、衝突事故などで双方に過失がある場合は、過失割合に応じて賠償金をお支払いします。

例えば

- 漁船、レジャー船や遊覧船あるいは貨物船などの船舶に衝突して、船体、漁具、積荷などに損害を与えてしまった場合。
- 桟橋や補給設備などのマリーナ等にある施設や航路標識や防波堤などの港湾にある施設に損害を与えてしまった場合。
- 定置網、養殖網、海産物などの漁業用施設や漁協の施設に損害を与えてしまった場合。



人命搜索救助費用

プレジャーボートの乗船者(操縦者を含みます)の遭難により、その乗船者が他の船舶により搜索または救助され、その費用を負担する場合に、他の船舶の費用について保険金をお支払いします。

例えば

- プレジャーボートに乗っている人が落水して見つからず、搜索してもらった場合。



船体搜索救助費用

プレジャーボートの事故により、自艇が他の船舶により搜索または救助され、その費用を負担する場合に、他の船舶の費用について保険金をお支払いします。

例えば

- 操船を誤って座礁し、救助された場合。
- プロペラにロープが絡まって、曳航救助された場合。



◎ 保険金のお支払い

- 保険金のお支払いは、保険金額が上限となりますが、他の船舶乗船者の所持品損害の賠償額は1事故1人あたり20万円、搜索救助費用(人命及び船体の搜索救助費用を合算したもの)は1事故200万円を上限に、被保険者に保険金をお支払いします。
- お支払いする賠償責任および費用の額が1事故1万円以上の場合にその額を全額お支払いします。
- 人命及び船体の搜索救助費用では、他の船舶の費用について、船体の救助を伴う事故の場合は船舶使用料及び燃料費を、船体の救助を伴わない事故の場合は燃料費、食料費及び乗組員の給料をお支払いします。その他の費用については、PB責任保険ワイドの搜索救助費用で補償されるものがあります。
- 対人・対物賠償のお支払いする保険金には損害賠償金のほかに、保険者の書面による同意を得て支出した以下の費用を含みます。
 - ① 訴訟費用、仲裁または示談の手続きに必要な費用
 - ② 海難審判に必要な費用
 - ③ 仮差押えを排除するための保証料または保証金借入利息
 - ④ 被保険者の責任を防衛し、または軽減するために必要または有益な費用

PB責任保険の対人賠償と対物賠償は法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いするものです。例えば台風などの自然災害によって他人を死傷させたり他人の財物に損害を与えたような法律上の賠償責任を負わないケースでは保険金がお支払いできませんのでご注意ください。

◎ 保険金をお支払い出来ない主な場合

- 自船の乗船者(出港時に乗船していた方などを含みます)に対する賠償責任
- 被保険者の同居の親族に対する賠償責任
- 漁船の運航する水域以外で発生した事故による損害または費用
- 正貨、貴金属、宝石、債券その他の流通証券およびその他の類似の財物に与えた賠償責任
- 人命及び船体の搜索救助費用のうち、燃料・オイル切れ、バッテリーの不調、燃料コックの開け忘れ、船底プラグの閉め忘れなど、軽微な機関故障や不適切な操船または操機によるものなど。
- 自船使用について正当な権利を有する者の承諾を得ない者によって使用中に生じた損害
- 担保地域(日本領土の海岸線から200km以内の海域(隣接する海域を接線で結んだ内側の海域を含む)及び内陸)から外れているときに生じた損害(5トン以上の場合)
- 地震、噴火、津波による損害(5トン以上の場合)

② PB責任保険ワイド

プレジャーボート責任保険ワイド特約を付帯した動産総合保険
(東京海上日動火災保険(株)引受)

こんなときに保険金をお支払いします

船骸撤去費用

プレジャーボート(自船)が事故により沈没などして全損となったとき、法令などによって撤去命令を受け、船骸撤去費用を負担する場合に、100万円を上限に保険金をお支払いします。

100万円
限度



水面清掃費用

プレジャーボート(自船)の事故により燃料などが流出してしまったとき、水面清掃費用を負担する場合に、20万円を上限に保険金をお支払いします。

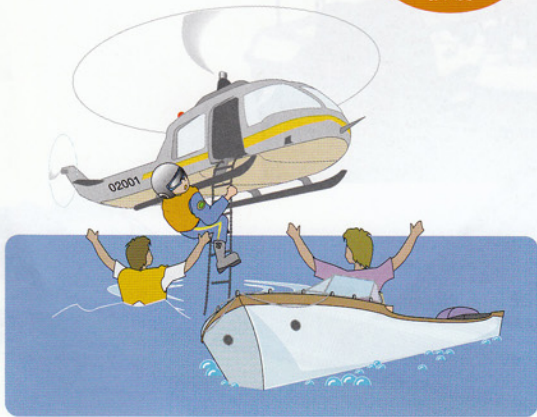
20万円
限度



搜索救助費用

プレジャーボートの乗船者(操縦者を含みます)の遭難やプレジャーボートの事故で、遭難者や自艇が搜索または救助され、その費用を負担する場合に、PB責任保険で支払われない費用について保険金をお支払いします。ただし、PB責任保険の人命及び船体の搜索救助費用と合算して200万円を上限とします。

200万円
限度



※PB責任保険では、船舶以外による救助費用はお支払いできません。

賠償責任

プレジャーボートの事故により他人の生命・身体を害し、または他人の財物を損壊したことで法律上負担しなければならない以下の賠償責任について、1事故3,000万円を上限に保険金をお支払いします。

3,000万円
限度

- 陸上(自宅脇で保管中など)において、プレジャーボートの事故により、他人を死傷させ、または他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合。
- 落水者など舷外の自船乗船者(ダイバーや水上スキーヤーなど)をプレジャーボートの事故により死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合。
- プレジャーボートの事故により、他の船舶乗船者の所持品に与えた1事故1人当たり20万円を超え100万円までの損害について、法律上の損害賠償責任を負担する場合。



◎保険金のお支払い

- それぞれの担保項目ごとのてん補限度額を上限に、被保険者に保険金をお支払いします。
- お支払いする費用および賠償責任の額が1事故1万円以上の場合にその額を全額お支払いします。
- 対人・対物賠償のお支払いする保険金には損害賠償金のほかに、以下の費用を含みます。
 - ① 保険者の書面による同意を得て支出した弁護士報酬等の争訟費用
 - ② 賠償責任がないことが判明した場合において被害者に対する応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および保険者の書面による同意を得て支出した費用
 - ③ 損害の防止軽減のための費用および他人に損害賠償請求することができる場合に限りその権利の保全または行使のための費用

◎保険金をお支払い出来ない主な場合

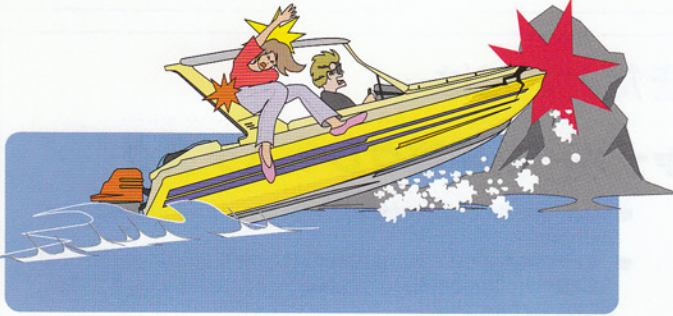
- 自船の搭乗者に対する賠償責任
- 被保険者の同居の親族に対する賠償責任
- 正貨、貴金属、宝石、債券その他の流通証券およびその他の類似の財物に与えた賠償責任による損害
- 搜索救助費用のうち、燃料・オイル切れ、バッテリーの不調、燃料コックの開け忘れ、船底プラグの閉め忘れなど、軽微な機関故障や不適切な操船または操機によるものなど
- 飲酒等によって正常な操縦ができないおそれがある状態で生じた損害
- 自船使用について正当な権利を有する者の承諾を得ない者によって使用中に生じた損害
- 担保地域(日本領土の海岸線から200km以内の海域(隣接する海域を接続して結んだ内側の海域を含む)及び内陸)から外れているときに生じた損害
- 地震、噴火、津波による損害

③ PB搭乗者傷害保険

こんなときに保険金をお支払いします

搭乗者傷害危険担保特約を付帯した
ヨット・モーターボート総合保険
(東京海上日動火災保険(株)引受)

ご加入のプレジャーボートに搭乗中の方(操縦者を含みます)が、急激かつ偶然な外来の事故により死亡されたり、後遺障害または傷害を被られた場合、あらかじめ定められた補償額を保険金としてお支払いします。



死亡保険金

ケガがもとで事故の日から180日以内に亡くなられたとき、1名当たり保険金額の全額を、被保険者の相続人にお支払いします。

後遺障害保険金

ケガがもとで事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき、その身体障害の程度によりあらかじめ定められた額を、被保険者にお支払いします。

医療保険金

ケガをして医師の治療を受けたとき、事故の日から180日以内に、平常の生活もしくは仕事ができるまでの医師による治療日数1日につき、1名当たりあらかじめ定められた日額を、被保険者にお支払いします。

◎保険金をお支払い出来ない主な場合

- 船から離れている時に生じた損害
- 飲酒等によって正常な操縦ができないおそれがある状態でその本人について生じた損害
- 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその本人について生じた損害
- 日射、熱射または精神的衝動による身体の障害

- 自船使用について正当な権利を有する者の承諾を得ない者によって使用中に生じた損害
- 担保地域(日本領土の海岸線から200km以内の海域(隣接する海域を接線で結んだ内側の海域を含む)及び内陸)から外れているときに生じた損害
- 地震、噴火、津波による損害

保険料(1年間)

① PB責任保険

この保険料には、人命及び船体の捜索救助費用の保険料が含まれています。保険料単位：円

保険金額	モーターボート					ヨット		
	5トン未満				5トン以上	5トン未満		5トン以上
	50馬力以下	50馬力超 100馬力以下	100馬力超 150馬力以下	150馬力超		8m以下	8m超	
1,000万円	9,800	15,400	20,000	24,600	—	10,200	14,700	—
3,000万円	12,300	17,200	21,800	26,400	27,570	10,700	15,700	17,200
5,000万円	12,800	18,000	22,900	27,700	28,580	11,100	16,300	17,980
1億円	13,200	18,500	23,600	28,700	30,790	11,400	16,800	19,680
2億円	13,600	19,300	24,700	30,000	34,410	11,800	17,500	22,400
3億円	13,900	19,800	25,400	30,900	36,850	12,000	17,900	24,330
4億円	14,100	20,200	25,900	31,600	38,960	12,100	18,200	25,960
5億円	14,300	20,500	26,400	32,200	40,680	12,300	18,600	27,280
6億円	14,600	20,900	26,800	32,800	42,620	12,500	18,900	28,830
7億円	14,800	21,200	27,300	33,400	44,550	12,700	19,200	30,300
8億円	15,000	21,600	27,800	34,000	46,270	12,900	19,500	31,620
9億円	15,200	21,900	28,300	34,500	47,790	13,100	19,800	32,780
10億円	15,500	22,300	28,700	35,100	49,330	13,200	20,100	33,940

② PB責任保険ワイド

5トン未満	5トン以上
4,000	8,000

保険料単位：円

◎5トン未満のPB責任保険(上表青色の部分)は、保険料の割引があります。

無事故割引

1年以上継続して保険事故がなかった場合には、1年5%、2年10%、3年以上15%の割引が適用されます。

団体契約割引

保険期間を同一として一括加入される場合には、10隻以上19隻以下5%、20隻以上10%の割引が適用されます。

③ PB搭乗者傷害保険

保険料単位：円

	1名あたり 保険金額	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円	7,500万円
	1日あたり 医療保険金	5,000円	10,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
定員	1名	2,360	4,720	7,080	8,970	12,740	20,300	29,740
	2	4,000	8,000	12,000	15,200	21,600	34,400	50,400
	3	5,160	10,320	15,480	19,610	27,860	44,380	65,020
	4	5,960	11,920	17,880	22,650	32,180	51,260	75,100
	5	6,520	13,040	19,560	24,780	35,210	56,070	82,150
	6	6,920	13,840	20,760	26,300	37,370	59,510	87,190
	7	7,120	14,240	21,360	27,060	38,450	61,230	89,710
	8	7,320	14,640	21,960	27,820	39,530	62,950	92,230
	9	7,520	15,040	22,560	28,580	40,610	64,670	94,750
	10	7,720	15,440	23,160	29,340	41,690	66,390	97,270
	11	7,920	15,840	23,760	30,100	42,770	68,110	99,790
	12	8,120	16,240	24,360	30,860	43,850	69,830	102,310

※この表の定員以上の保険料については、お問い合わせください。

全国プレジャーボート安全会の趣旨に賛同し、本会に入会いたします。

平成 年 月 日

ご住所	〒 - TEL ()-()-() FAX ()-()-()	
	フリガナ	
お名前	フリガナ	印 性別 男 女 生年月日 年 月 日
ご連絡先	TEL ()-()-() FAX ()-()-()	

プレジャーボート総合保険の見積を依頼 ☐ します ☐ しません

PB総合保険見積依頼書

1. 艇の明細

船名	フリガナ		船種	レジャー艇		営業艇	
				モーターボート	ヨット	遊漁船	旅客船
船舶番号	艇長	メートル	総トン数	5トン未満	5トン以上の場合		
初登録	昭和 平成 年 月 日	定員	名	フリガナ	申込まれた方との関係		
艇	メーカー	国産艇	機関	内訳	馬力	予備検査番号	
	形式				馬力	予備検査番号	
	予備検査番号			合計	馬力	据置方式	船外機
主たる保管場所	所在地	〒 -					
	名称			形態	上架	係留	その他

購入日	昭和 平成 年 月 日	購入	新艇	中古艇
艇の価格	万円	購入価格	推定される現在の時価額	
特別装備品	名称	据付年	購入価格	
	アウトリガー	年	円	
	補機付発電機	年	円	
	レース用セール	年	円	

2. 保険の内容

保険開始希望日	年 月 日	ご希望のタイプに ☒ 印を入れてください。	☐ Aタイプ	☐ Bタイプ	☐ Cタイプ
保険種目	保険条件など		保険料		合計保険料
① PB責任保険	保険金額	万円	円		
② PB責任保険ワイド	☐ 加入		円		
③ PB搭乗者傷害保険	1名保険金額	万円 人数	円		

保険組合使用欄

ご加入の 対象艇

20トン未満のレジャー艇（プレジャーモーターボート、プレジャーヨット）

5トン未満の営業艇（遊漁船、旅客船、瀬渡し船、交通船、遊覧船）

※漁船（漁船登録がある船舶）、水上バイク、各種作業船、教習艇、競走用モーターボート、ゴム製のボートは加入できませんので、ご注意ください。

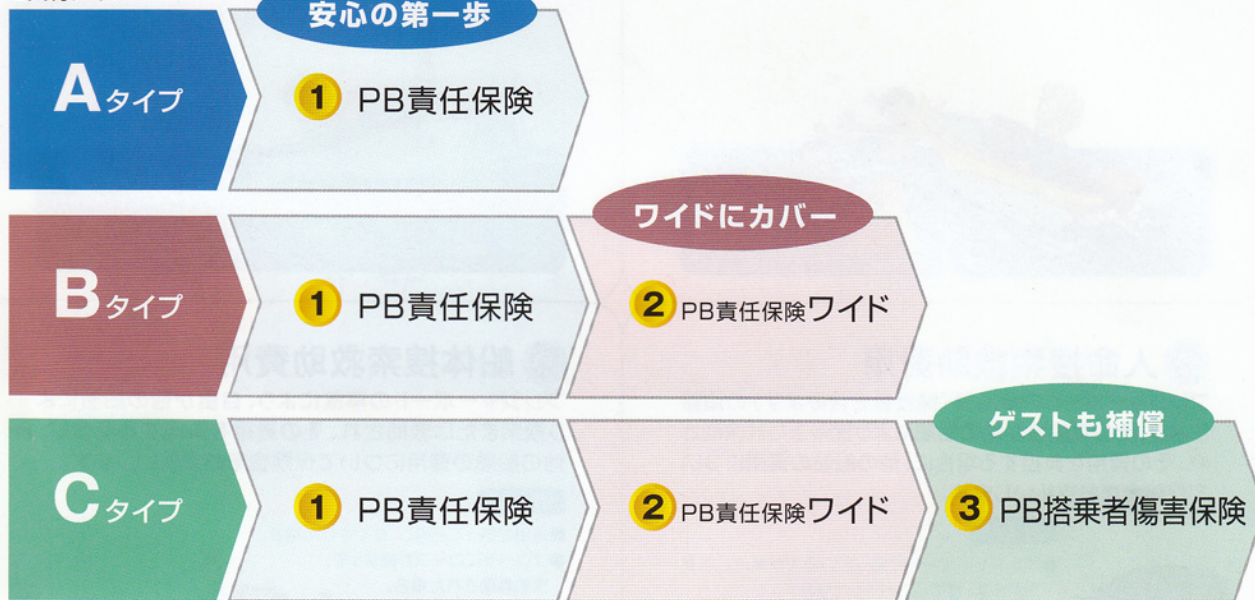
PB保険の特徴とメリット

1. 捜索救助費用は、PB責任保険にセット付帯（人命だけではなくご自身の艇の曳航救助費用も補償します。）
2. 無事故艇は保険料を割引（1年間無事故で翌年5%、2年間無事故で翌年10%、3年間以上無事故で翌年15%、保険料を割引。
ただし、5トン未満のPB責任保険の場合のみ。）
3. 団体加入で保険料を割引（10隻以上19隻以下で5%、20隻以上で10%、保険料を割引。ただし、5トン未満のPB責任保険で保険期間を
同一として一括加入される場合のみ。）
4. 海の事故処理に精通した専門スタッフ（事故による漁業者とのトラブルなど、円満に解決します。）
5. プレジャーボート保険クレームデスク（フリーダイヤル）で24時間365日事故対応

保険構成・ご契約パターン

A・B・Cの、3つのタイプの中からお選びください。

ご契約タイプ



保険料（年額）はどのくらい？（5トン未満モーターボート50馬力以下の場合）



上記A・B・Cパターン以外のご加入はできませんので、ご注意ください。

保険期間

保険期間（保険の対象となる期間）は、保険開始日から1年間です。
（初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。）

ご加入の手続き

ステップ

1

このパンフレットの「見積依頼書」に必要事項を記入し、「船舶検査証書」と「船舶検査手帳」の写しをご用意ください。

ステップ

2

お見積り等をご案内（お電話でのご連絡または「お見積書」のご郵送またはFAX）した後、加入申込書と保険料送金用紙等をお送りいたします。

ステップ

3

加入申込書にご捺印のうえご返送いただき、保険開始日より前に余裕をもって、保険料を金融機関等でお支払いください。

万一事故が起きたときには…

24時間365日対応 プレジャーボート保険クレームデスク

フリーダイヤル ☎ 0120-661-104

（携帯電話や船舶電話からもご利用になれます。）

※土日祭日及び夜間（午後5時から翌日午前9時まで）は、
☎ 0120-119-110（東京海上日動安心110番）までご連絡ください。

FAX 0468-81-0067

- 事故の内容をできるだけ速くご連絡ください。親切・スピーディかつ適切に対応いたします。
- ご契約内容確認のために加入者証記載の「加入者番号」が必要となりますので「加入者証」付属の「加入者カード」を携帯されることをおすすめします。また、後日のため、「事故発生通知書」を必ずFAXしてください。
- 賠償責任について相手側と示談される場合や事故にあったプレジャーボートを修理される場合は、必ず事前に保険者に通知し承認を得ることが必要です。
- この保険では上記クレームデスク及び引受漁船保険組合等で事故後のサポートをさせていただきますが、被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談代行サービス」を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。

引受の際のご注意

- 告知義務（ご契約時に重要な事項を申し出ていただく義務）：ご契約の際には、申込書の記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。記載事項が事実と相違している場合は保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。また、この保険契約と重複する保険契約が他にある場合は、保険金のお支払いが按分されますのでご注意ください。なお、PB責任保険ワイドについては同種の契約が他にある場合の保険金のお支払いは他契約が優先となります。
- 船主責任の無効：保険契約をした当時、次の事実があるときは、保険契約は無効となります。
 - ・保険契約に関し、申込人、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人に詐欺の行為があったとき。
 - ・すでに事故が発生していたとき、または生じ得ないこととなったとき。
 - ・他人のための保険契約である旨を告げなかったとき、など。
- 保険料徴収前に生じた事故：保険料（追加保険料を含みます。）を徴収する日以前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- 賠償額の決定に際しては、あらかじめ引受保険者の承認が必要となります。
- この保険は、示談交渉付きではありません。この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社等からの助言に基づき、お客様（被保険者）ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知ください。なお、引受保険会社等の承認を得ないお客様で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。
- 船主責任制限法：PB責任保険では、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）その他法令に基づき被保険者の責任が制限された場合には、当該法令に基づき被保険者が提供した基金の確定額又はその他の財産の提供時の価額のうち、この組合のてん補すべき損害に対する賠償として割り当てられる額をてん補します。なお、当該法令に基づき被保険者の責任が制限された場合には、被保険者が責任制限手続きを取らない場合であっても、当該責任制限額を賠償額とみなしててん補します。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一時期凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が破綻した契約に限る）またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。（注）保険契約者が「個人・小規模法人・マンション管理組合」（以下「個人等」といいます）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である「個人等」がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- 取扱代理店は東京海上日動火災保険（株）との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理店業務を行っております。従いまして、東京海上日動火災保険（株）代理店と有効に成立したご契約につきましては東京海上日動火災保険（株）と直接契約されたものとみなされます。

契約後のご注意

- 保険加入者証：保険加入者証が、1ヶ月以上経過しても届かないときは、お手数ながらご照会いただきますようお願いいたします。ご照会に際しましては、保険の種類、保険期間（保険のご契約期間）などをご連絡願います。
- 通知義務（ご契約後に契約内容に変更が生じた場合にご連絡いただく義務）：ご契約後、ご契約の内容に次のようなことが生じた場合、直ちに下記にご通知ください。なお、手続きが遅れますと、保険金をお支払いできなくなることがありますのでご注意ください。
 - ・プレジャーボートの譲渡・プレジャーボートの用途変更・プレジャーボートの保管場所の変更又は保管施設の改造・保険契約者または被保険者の氏名若しくは名称または住所の変更・プレジャーボートの改造・プレジャーボートのエンジン換装・他の保険契約の締結（重複する保険契約を締結された場合、契約を解除することがあります。）・艇の入替（プレジャーボートの解つ又は所有権移転の際に、新たに別のプレジャーボートを取得される場合には、保険を新たなプレジャーボートに引継ぐことができます。ただし、5トン区分（未満／以上）に変更がある場合は保険を引継ぐことができません。）
- 保険料の払戻し：保険料を払戻しできるのは、下記事由による保険の解約及び艇の入替等、一定の事由が発生した場合に限られております。なお、払戻保険料は未経過期間に対する保険料の割合に相当する額となります。詳しくは、お問い合わせください。
- ・プレジャーボートの解つ・プレジャーボートの所有権の移転等・プレジャーボートの所有者又は使用者の死亡・解散・破産・プレジャーボートの漁船登録の取得

お問い合わせ先

広島県漁船保険組合

〒730-0051 広島県広島市中区大手町2-9-6（水産会館ビル3階）

TEL: (082) 249-1850

FAX: (082) 245-8457

引受

5トン未満のPB責任保険

漁船保険組合（お問合わせ先と同じ）

上記以外の保険（PB総合保険）の引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

船舶営業部 営業開発室

〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1

TEL (03) 5223-3222 FAX (03) 3285-1083

取扱代理店

(有) FVIサービス

～「FVI」は、Fishing Vessel Insurance（漁船保険）の略です～

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-2-2日比谷ダイビル

TEL (03) 5532-1366 FAX (03) 5532-1367

5トン未満のPB責任保険以外の保険契約は全国プレジャーボート安全会を保険契約者とし、全国プレジャーボート安全会会員を被保険者とする団体契約となります。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国プレジャーボート安全会が有します。

漁船保険とは…?

漁業経営の安定のために「漁船損害等補償法」という法律に基づき実施されている保険です。全国で、49の漁船保険組合により保険の引受が行われ、21万隻余の漁船と1万隻余のプレジャーボートが加入しています。

Let's Visit!! 漁船保険中央会ホームページ
<http://www.ghc.or.jp/>

漁船保険中央会 保険業務部

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-2-2 Tel (03) 3591-3005

このパンフレットは、プレジャーボート責任・総合保険の概要を紹介したもので詳細は「約款」になりますが、ご不明な点がございましたら、

お問い合わせ先、取扱代理店、引受保険会社におたずねください。※初めに「約款」を必ずご覧ください。

万一に備え、プレジャーボートに賠償責任保険をつけることは、
今やマナーでもあり、ご自身を守る手段です。

プレジャーボートの増加とともに、
事故の不安はますます大きく

海難船舶の用途別推移



意外にも、交通事故とほぼ同じ！
海上での賠償事故発生率

交通事故発生率
(自損事故を含みます。)

1.18%

933,828件／
79,351,109台

※平成17年度国土交通省・警察統計

漁船賠償事故発生率

1.07%

2,199件／
205,276隻

※平成17年度漁船保険実績

心配なのは、高額な賠償負担金

人身賠償負担金はどのくらい？

40才男性(父親)1名の死亡の場合

葬儀費

60万円

逸失利益

7,614万円

慰謝料

1,300万円

人身賠償
負担金額

= 8,974万円

※自賠責基準により算定。過失割合は100:0の場合。

※前年度年収800万円・生活費控除35%・ライプニッツ係数を用いて逸失利益を算定。

慰謝料は、本人分と遺族3名(妻・子2人)分を含む。

どうする？高額な漁業補償、
事故や遭難での救助費用

漁業補償等

定置網や養殖網などへの
乗り上げ

最大

2,500万円
程度

捜索救助費用

座礁などの事故や、
乗船者の落水

最大

200万円
程度

※漁船保険20トン未満事故支払実績 平成元年度～17年度

全国プレジャーボート安全会規約

【名称】

第1条 本会は、全国プレジャーボート安全会と称する。

【目的】

第2条 本会は、スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶(以下「プレジャーボート」という。)の安全な運航及び事故防止のための調査研究並びに啓蒙を行うことを目的とする。

【活動】

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) プレジャーボートの安全な運航と事故防止に関する調査、研究及び啓蒙並びに広報
- (2) プレジャーボートと漁船間のトラブルの防止に関する調査、研究及びその啓蒙並びに広報
- (3) プレジャーボートに係る責任保険、船舶保険並びに搭乗者傷害保険等のあっ旋(5トン未満の船舶に係るプレジャーボート責任保険を除く。)
- (4) 前各号に掲げるものの他、本会の目的を達成するために必要な活動

【事務の委託】

第4条 本会は、前号各号に掲げる活動に係る事務に関し、有限会社エフ・ブイ・アイサービスに委託するものとする。

【会員の種類】

第5条 本会の会員の種別は、正会員及び賛助会員とする。

【正会員】

第6条 本会の正会員たる資格を有する者は、プレジャーボート責任保険に加入している者及び本会が認めるプレジャーボートのオーナーであって、本会への加入の申し出があった者とする。

【賛助会員】

第7条 本会の賛助会員は、本会の趣旨に賛同する者であって会長が認めたものとする。

【正会員の入会及び脱会】

第8条 正会員たる資格を有する者が、プレジャーボート責任保険の契約時に入会の申込みをしたことをもって入会とする。

2 プレジャーボート責任保険が失効又は解約したことをもって脱会とする。

【会費】

第9条 本会の経費は、賛助会員の会費等をもってこれを賄う。

【役員】

第10条 役員は、会長及び監事1名とする。

【役員の任期】

第11条 役員の任期は2年とし、重任を妨げない。

【会計年度】

第12条 本会の会計年度は1月1日から12月31日までとする。

【附則】この規約は、平成12年7月1日から施行する。